島原市報道資料

平成２６年１２月１２日

報道関係者　各位

工事中に事故を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

記

指名停止業者名	協星技研（株） （長崎市川口町７－５）	指名停止の期間	平成２６年１２月１２日から 平成２７年　１月１１日まで １カ月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第２条第２項（別表第１第５号　安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）該当	協星技研（株）が西海市発注の「西彼町内市道舗装補修工事」において、平成２６年１１月４日午前３時頃、作業終了後に現場から約３０メートル離れた機械置場までバックホウを無灯火で国道を自走させていたところ、後方から来た自家用車がバックホウに追突し、運転者が負傷、自家用車が損害するという安全管理上の不適切による事故を起こしたための措置。		

以上

有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市　島原

担当：契約管財課
契約検査班　谷口修二
電話：0957-63-1111（内線 263）
E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp